

藤沢市道路位置指定の手引き

藤沢市計画建築部建築指導課

2025年（令和7年）3月19日

目 次

第1章 道路位置指定制度	P 3
1 目的	P 3
2 道路位置指定とは	P 3
3 用語について	P 3
第2章 道路位置指定の手続き	P 4
1 手続きの流れ	P 4
2 関係各課等との協議	P 5
3 事前相談	P 5
(1) 道路位置指定等事前相談申込書について	
(2) 道路位置指定の事前相談に必要な書類について	
4 本申請	P 8
(1) 申請の時期について	
(2) 本申請に必要な書類について	
(3) 指定承諾書及び関係権利者の同意書の対象となる権利者について	
(4) 権利者が制限行為能力者の場合について	
(5) 申請手数料について	
5 本申請後の流れ	P 13
(1) 道の築造承認通知書の交付	
(2) 軽微な変更	
(3) 完了検査	
(4) 道路の位置の指定通知書の交付	
(5) 公告	
第3章 位置指定道路の廃止又は変更の手続き	P 16
1 手続きの流れ	P 16
2 位置指定道路の廃止又は変更の事前相談	P 16
(1) 道路位置指定等事前相談申込書について	
(2) 廃止又は変更の事前相談に必要な書類について	
3 位置指定道路の廃止（変更）の本申請	P 17
(1) 位置指定道路廃止（変更）の本申請について	
(2) 位置指定道路廃止（変更）の本申請に必要な書類について	
(3) 申請手数料について	
第4章 道路位置指定の基準	P 19
1 区域の設定について	P 19
2 既存建築物の法適合性について	P 19
3 位置指定道路に接する敷地について	P 19
4 位置指定道路内の電柱等について	P 19

5	接続道路の基準について	P 19
	(1) 接続道路について	
	(2) 接続道路との接続部分について	
6	位置指定道路の延長について	P 21
7	位置指定道路の形態	P 24
	(1) 位置指定道路の幅員	
	(2) 位置指定道路の境界の位置	
	(3) 幅員の例外について	
8	隅切り	P 28
	(1) 隅切りの形態	
	(2) 接続道路が2項道路の場合等における隅切りの形態	
	(3) 隅切りの例外について	
9	袋路状道路	P 32
	(1) 袋路状道路とは	
	(2) 位置指定道路に設ける転回広場の形状	
10	位置指定道路の構造	P 37
	(1) 位置指定道路の構造	
	(2) 横断勾配	
	(3) 縦断勾配	
	(4) 地盤の転圧	
11	位置指定道路の排水施設	P 39
	(1) 側溝等について	
	(2) 排水設備の接続方法等について	
	(3) 路面排水流末について	
12	位置指定道路の位置の表示等	P 40
	(1) 位置指定道路の位置の表示及び維持管理	
	(2) 分筆及び地目の変更	
第5章	道路位置指定申請に係る参考資料	P 41
1	建築基準法（抜粋）	
2	建築基準法施行令（抜粋）	
3	建築基準法施行規則（抜粋）	
4	建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）	
5	藤沢市建築基準等に関する条例（抜粋）	
6	藤沢市建築基準等に関する規則（抜粋）	

第1章 道路位置指定制度

1 目的

藤沢市道路位置指定の手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定（以下「道路位置指定」といいます。）を受けるために、指定の基準、提出書類及び手続きの進め方等を定めることを目的としています。

2 道路位置指定とは

建築物の敷地は、法第42条に規定する道路に接していなければなりません。（法第43条第1項）

法第42条に規定する道路の一つとして、法第42条第1項第5号に規定する道路（以下「位置指定道路」といいます。）があり、「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されています。

この法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定は、法に規定されているとおり「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的のために指定を受けることとなります。このため、接道がとれず、建築物の建築ができない土地や既に建築物があるにも関わらず接道がない土地について、道路位置指定を受けるものです。

また、道路位置指定を受けて、土地利用を図ることのできる区域の面積は、都市計画法第29条の開発許可が不要である500平方メートル未満の土地に限られます。区域の設定については、開発業務課との事前相談を行ってください。

3 用語について

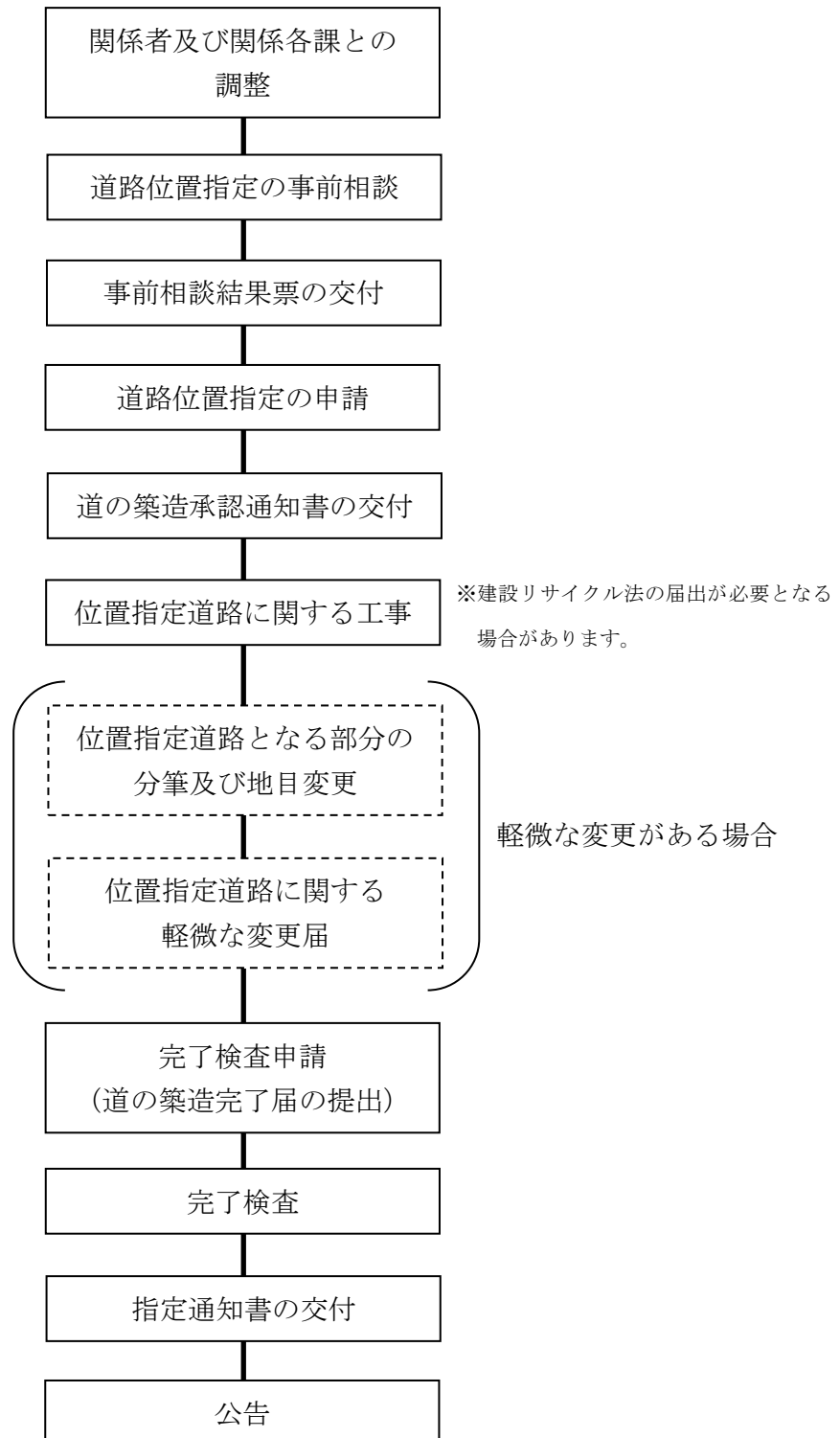
- 1 法・・・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 2 政令・・・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 3 省令・・・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
- 4 条例・・・藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）
- 5 規則・・・藤沢市建築基準等に関する規則（平成31年藤沢市規則第9号）

第2章 道路位置指定の手続き

1 手続きの流れ

手続きの流れは次のとおりです。

図1 道路位置指定を受けるまでの手続きの流れ



2 関係各課等との協議

道路位置指定の申請をするにあたり、関係各課との協議が必要となる場合があります、「3 事前相談 (2) 道路位置指定等事前相談申込書に必要な書類について」の表2のとおりです。

関係各課と協議が不十分なために、「第4章 道路位置指定の基準」に適合しなくなる場合は、道路位置指定ができなくなりますので十分留意してください。

また、指定を受けようとする道路となる土地には、電柱等を設けることはできません。このため、電柱等の移設についても電柱等の管理者と協議を行ってください。

3 事前相談

(1) 道路位置指定等事前相談申込書について

道路位置指定を受けようとする場合は、その申請の前に「道路位置指定等事前相談申込書」の提出が必要となります。これは、事前に計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行うものです。

なお、道路位置指定等事前相談申込書の有効期限は、事前相談終了した後に交付する「事前相談結果票」の交付を受けた日から、6か月までとし、この期間に道路位置指定の申請がなされなかったときは、改めて道路位置指定等事前相談申込書の提出が必要となります。

(2) 道路位置指定の事前相談に必要な書類について

道路位置指定の事前相談に必要な図書は、次の表1のとおりです。提出部数は1部となります。

表1 事前相談に必要な図書

名称	備考
道路位置指定等事前相談申込書	・規則外様式1
道路位置指定の事前相談に係る関係各課等の協議の結果報告書	・規則外様式2 ・関係各課等の協議については、表2を参照し、必要な関係各課との協議事項及び結果を記入してください。
附近見取図 (案内図)	・縮尺は2500分の1程度 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 方位 (2) 位置指定道路の位置 (3) 目標となる地物
敷地面積求積図	・縮尺は200分の1以上 ・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を記載してください。

現況図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地の地形及び境界線 (2) 計画敷地の周辺の既存道路の位置 (3) 計画敷地の周辺の地形及び地物
敷地計画図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 指定を受けようとする道路の位置、幅員、延長、構造及び勾配 (2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高及び擁壁の位置並びにその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 ・注意事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の道路種別、幅員も記入してください。 (2) 指定を受けようとする道路の位置の座標（座標値は世界測地系とする。）を記載してください。 (3) 寸法は小数点3位以下切り捨て、2位までを表示してください。 (4) 既存排水施設の位置、形状を記入してください。
造成計画平面図	・造成を行う場合は添付してください。 ・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地境界線、切土若しくは盛土をする土地の部分又は崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。） (2) 擁壁の位置 (3) 道路の位置、形状、幅員及び勾配
造成計画断面図	・造成を行う場合は添付してください。 ・縮尺は200分の1以上

	・切土又は盛土をする前後の地盤面を記載してください。
高低差測量図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置 ・2メートルの高低差がない場合は省略。
公図の写し	・縮尺は500分の1程度
権利関係一覧表	・規則外様式3 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 指定を受けようとする土地及び建築物の所在地 (2) (1) に掲げるものの権利の種類 (3) (2) に掲げるものの権利者の住所及び氏名
全部事項証明書	・位置の指定を受けようとする土地及びそれに隣接する土地及び建築物の全部事項証明書を添付してください。 ・事前相談申込書提出日から3か月以内のもの
接続道路の形状がわかるもの	・公道の場合は道路境界確定図を添付してください。
その他必要と認める図書	・既存建築物についての建築基準法検討（建蔽率、容積率、斜線関係等）結果資料を添付してください。また、作成した図書には、作成者の住所、氏名を記載してください。 ・指定を受けようとする道路の位置、周辺状況及び接続道路が分かる現場写真を添付してください。

表2 事前相談に係る関係各課等

関係各課	協議内容
開発業務課	都市計画法第29条許可関係
下水道総務課	公共下水道に係る協議 排水設備に係る協議

道路管理課	道路寄付の手続き 道路構造等に係る協議及び検査 水路敷等に係る協議 道路青地に係る協議 道路境界確定申請の手続き 占用掘削及び移設等に係る協議
北部区画整理事務所	土地区画整理法第 7 6 条許可に係る協議及び申請
神奈川県水道局藤沢事務所	給水関係に係る協議
神奈川県藤沢土木事務所	県道（国道 4 6 7 号線及び 1 3 4 号線の一部）に係る協議
神奈川県なぎさ整備事務所	国道 1 3 4 号線（藤沢土木事務所管理部分以外）に係る協議
郷土歴史課	埋蔵文化財包蔵地内である場合に係る協議
農業委員会	地目が農地である場合に係る協議
その他事業者等	指定を受けようとする土地に電柱等がある場合、撤去又は移設の方法についての協議

4 本申請

（１）申請の時期について

本申請は、建築指導課から交付された「事前相談結果票」の交付を受けたのちに行うこととなります。

私道や私設排水施設へ接続する場合は、本申請までに所有者の同意を得る等して、トラブル防止に努めてください。

（２）本申請に必要な書類について

本申請に必要な図書及び記載事項は、次の表 3 のとおりです。提出部数は「正本」「副本」（副本は写しでも可）の 2 部となります。なお、添付図書のうち図面は A 3 とし、A 4 に折り込み左綴りにしてください。

表 3 本申請に必要な図書

番号	名称	内容及び記載事項	備考
1	道路の位置の指定申請書	・規則第 2 1 号様式	
2	委任状	・様式は任意のもので可	
3	図面作成者の資格を証明する書類	・図面の作成は、原則として、建築士、土地家屋調査士及び測量士の資格を有する者とします。	

4	道路の位置の指定承諾書	・規則第22号様式 ・道路位置指定を受けようとする土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書	・承諾日は、申請日から1か月以内のもの ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものとしてください。
5	位置指定道路の管理に関する承諾書	・規則外様式4	・承諾日は、申請日から1か月以内のもの ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものとしてください。
6	印鑑証明書	・4及び5で承諾をした者の印鑑証明書	・承諾日の前後2週間以内のもの
7	道路の位置の指定同意書	・規則外様式5 ・新たに道路となることにより制限を受ける者の同意書	・権利者の自署又は記名押印が必要です。
8	公図の写し	・記載事項は次のとおりです。 (1) 縮尺及び方位 (2) 公図を閲覧した場所の名称、年月日及び閲覧者の氏名	・位置指定をうけようとする部分を赤枠で囲ってください。
9	土地全部事項証明書	・位置の指定を受けようとする土地及びそれに隣接する土地の全部事項証明書	・申請日から3か月以内のもの ・法人の場合は、法人の登記事項証明書も添付してください。
10	建物全部事項証明書	・新たに位置指定道路ができることにより制限を受けることとなる建築物の全部事項証明書	・申請日から3か月以内のもの ・法人の場合は、

			法人の登記事項証明書も添付してください。
1 1	附近見取図 (案内図)	・縮尺は2 5 0 0分の1程度 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 方位 (2) 位置指定道路の位置 (3) 目標となる地物	
1 2	現況図	・縮尺は2 0 0分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地の地形及び境界線 (2) 計画敷地の周辺の既存道路の位置 (3) 計画敷地の周辺の地形及び地物	
1 3	敷地計画図	・縮尺は2 0 0分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高及び擁壁の位置並びにその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 ・注意事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の道路種別、幅員も記入してください。 (2) 指定を受けようとする道路の位置の座標（座標値は世界測地系とする。）を記載してください。 (3) 寸法は小数点3位以下切り捨て、2位までを表示してくだ	

		さい。 (4) 既存排水施設の位置、形状を記入してください。	
1 4	敷地面積求積図	・縮尺は200分の1以上 ・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を記載してください。	
1 5	造成計画平面図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 計画敷地境界線、切土若しくは盛土をする土地の部分又は崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。） (2) 擁壁の位置 (3) 道路の位置、形状、幅員及び勾配	
1 6	造成計画断面図	・縮尺は200分の1以上 ・切土又は盛土をする前後の地盤面を記載してください。	
1 7	道路縦断面図	・縮尺は200分の1以上	・切土及び盛土の高さ ・縦断面図
1 8	道路横断面図	・縮尺は50分の1以上	・道路、排水施設及び付帯施設の構造
1 9	排水計画図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 指定を受けようとする道路 (2) 計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法	
2 0	接続道路の形状がわかるもの	・公道の場合は道路境界確定図を添付してください。	
2 1	高低差測量図	・縮尺は200分の1以上 ・記載事項は次のとおりです。 (1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。）	

		(2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置 ・ 2メートルの高低差がない場合は省略。	
2 2	その他必要と認める図書	・ 下水道用地を含む場合は公共下水道占用許可書等（写）添付してください。 ・ 既存建築物についての建築基準法検討（建蔽率、容積率、斜線関係等）結果資料を添付してください。また、作成した図書には、作成者の住所、氏名を記載してください。 ・ 指定を受けようとする道路の位置、周辺状況及び接続道路が分かる現場写真を添付してください。	

(3) 道路の位置の指定承諾書及び道路の位置の指定同意書の対象となる権利者について

ア 道路の位置の指定承諾書の対象となる権利者について

承諾を必要とする関係権利者は、位置指定道路となる土地及び位置指定道路の区域内に存する建築物の権利者です。

対象となる権利は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、根抵当権、永小作権、地役権、質権及び先取特権の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

なお、対象となる権利者は、土地の全部事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項による現に権利を有する者とします。

ただし、登記はされていないものであっても、現に存する建築物の所有者の承諾は必要となります。

青地の場合は財務省から払下げを受け、所有権の移転の登記を行った後、その所有者の承諾が必要となります。

イ 道路の位置の指定同意書の対象となる関係権利者について

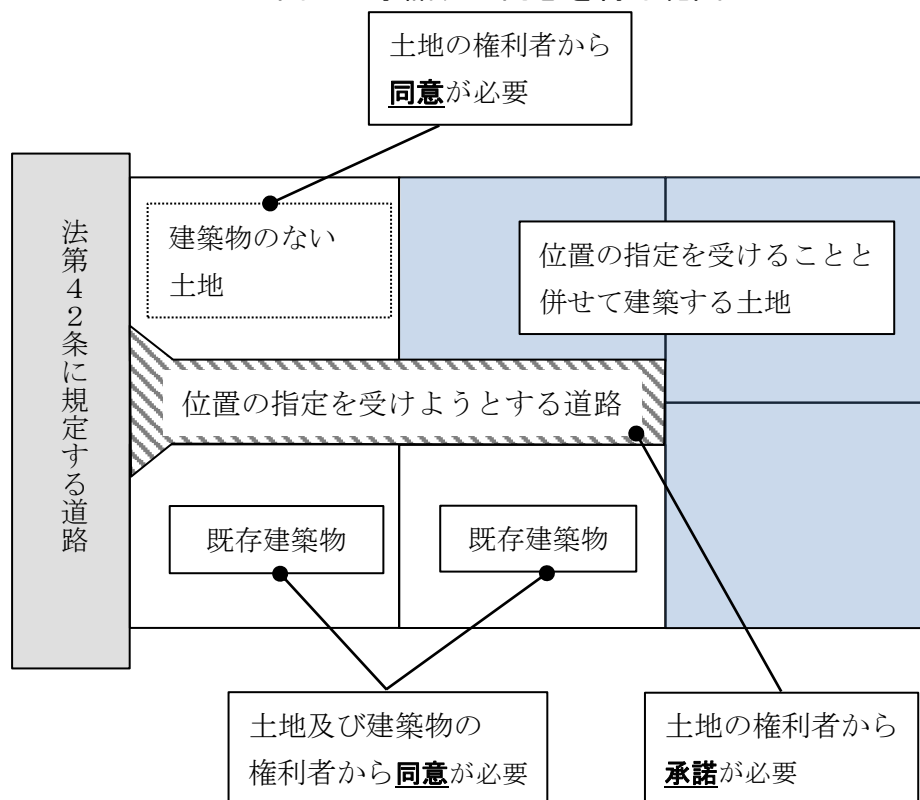
同意を必要とする関係権利者は、位置指定道路ができることにより、新たに制限を受けることとなる土地及び建築物の権利者です。

対象となる権利は、上記アと同様です。ただし、次に掲げるものの権利者の同意は不要です。

なお、申請者と関係権利者が同じ場合は添付を省略することができます。

- (ア) 長屋及び共同住宅の賃借権
- (イ) 既存建築物に設定された抵当権及び根抵当権
- (ウ) 高架線などの工作物のために設定された地上権

図2 承諾及び同意を得る範囲



(4) 権利者が制限行為能力者の場合について

権利者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）である場合には、法定代理人、保佐人、補助人の同意が必要です。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は全部事項証明書により確認します。

(5) 申請手数料について

道路位置指定の申請手数料は、50,000 円です。

5 本申請後の流れ

(1) 道の築造承認書の交付

本申請の審査が終了した後、道路位置指定の基準に適合しているものについては、「道の築造承認通知書」が交付されます。

位置指定道路に関する工事は「道の築造承認通知書」交付後に着手してください。

(2) 軽微な変更

位置指定を受けようとする道の部分は、分筆登記をされている必要があります。分筆登記が本申請時に出来ていない場合は、本申請後、完了検査を受ける前までに、分筆登記をしたうえで、地目を「公衆用道路」にしてください。

この分筆登記に伴う地番の変更は、本申請時の記載事項に変更が生じることから、「軽微な変更届」(規則外様式8)を提出してください。添付図書は表4のとおりです。

表4 軽微な変更届の添付図書

番号	名称	内容及び記載事項	備考
1	道路の位置の指定承諾書	・規則第22号様式 ・道路位置指定を受けようとする土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書(分筆した筆のみについて)	・承諾日は、届出日から1か月以内のもの ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものとしてください。
2	位置指定道路の管理に関する承諾書	・規則外様式4 ・分筆した場合、管理する道路となる土地の地番が変更となるため	・承諾日は、届出日から1か月以内のもの ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものとしてください。
3	印鑑証明書	・1及び2で承諾をした者の印鑑証明書	・承諾日の前後2週間以内のもの
4	公図の写し	・記載事項は次のとおりです。 (1) 縮尺及び方位 (2) 公図を閲覧した場所の名称、年月日及び閲覧者の氏名	・位置指定を受けようとする道の部分を分筆したものを添付してください。
5	土地全部事項証明書	・位置の指定を受けようとする土地の全部事項証明書	・届出日から3か月以内のもの ・法人の場合は、法人の登記事項証明書も添付してください。

(3) 完了検査

工事が完了したときは、「道の築造完了届」（規則第24号様式）を提出し、検査を受けてください。「道の築造完了届」に添付する図書は表5のとおりです。

表5 道の築造完了届の添付図書

番号	名称	内容及び記載事項	備考
1	位置指定道路の 施工状況写真	・ 施工前、施工中、施工後の写真を添付してください。特に検査時に目視で確認できない部分（舗装構成、勾配等）について、明確に撮影してください。	
2	道路法第24条 の承認書の検査 証（写）	・ 公道内の切り下げ、舗装、側溝又は安全柵等の工事をする場合	
3	公共・一般下水道施設築造工事等承認書の検査証（写）	・ 公有水路又は排水施設を工事する場合	

(4) 道路の位置の指定通知書の交付

検査において支障がないことが確認された場合、「道路の位置の指定通知書」が交付されます。

(5) 公告

道路の位置の指定通知書の交付後、省令第10条第1項の規定に基づく公告をします。

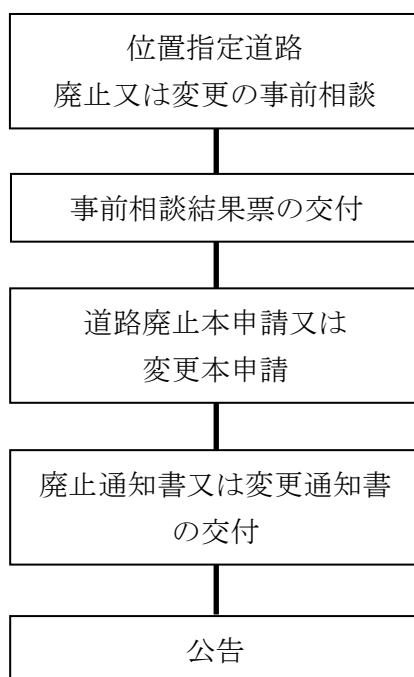
第3章 位置指定道路の廃止又は変更の手続き

1 手続きの流れ

既存の位置指定道路の廃止又は変更の手続きの流れは次のとおりです。

なお、廃止とは、位置指定道路の全部又は一部を廃止するもので、変更とは、位置指定道路の全部又は一部を廃止し、同時にこれに代わる新たな位置指定道路の指定を受けることをいいます。

図3 位置指定道路を廃止又は変更するまでの手続きの流れ



2 位置指定道路の廃止又は変更の事前相談

(1) 道路位置指定等事前相談申込書について

位置指定道路を廃止又は変更しようとする場合は、その廃止又は変更の申請の前に「道路位置指定等事前相談申込書」の提出が必要となります。これは、道路が廃止又は変更されることにより、その位置指定道路に接する敷地の建築物が法第43条第1項の規定に抵触しないかを事前に審査するためのものです。

なお、「道路位置指定等事前相談申込書」の有効期限は、事前相談終了した後、に交付する「事前相談結果票」の交付を受けた日から、6か月までとし、この期間に道路の廃止申請又は道路の位置の変更申請がなされなかったときは、改めて道路位置指定等事前相談申込書の提出が必要となります。

(2) 廃止又は変更の事前相談に必要な書類について

事前相談に必要な図書は次の表6のとおりです。提出部数は1部となります。

表 6 事前相談に必要な図書

番号	名称	備考
1	道路位置指定等事前相談申込書	・規則外様式 1
2	附近見取図（案内図）	・縮尺は 2 5 0 0 分の 1 程度
3	敷地計画図	・縮尺は 2 0 0 分の 1 程度
4	公図の写し	・縮尺は 5 0 0 分の 1 程度
5	現地写真	

3 位置指定道路廃止（変更）の本申請

（１）位置指定道路廃止（変更）の本申請について

本申請は、上記の事前相談において、本市から廃止又は変更に関する「事前相談結果票」の交付を受けた後に行うこととなります。

（２）位置指定道路廃止（変更）の本申請に必要な書類について

本申請に必要な図書は次の表 7 のとおりです。提出部数は「正本」「副本」（副本は写しでも可）の 2 部となります。なお、添付図書のうち図面は A 3 とし、A 4 に折り込み左綴にしてください。

表 7 本申請に必要な図書

番号	名称	内容及び記載事項	備考
1	（廃止の場合） 道路の廃止申請書	・規則第 3 0 号様式	
	（変更の場合） 道路の位置の変更申請書	・規則第 2 6 号様式	
2	委任状	・様式は任意のもので可	
3	附近見取図（案内図）	・縮尺は 2 5 0 0 分の 1 程度	
4	道路廃止（変更）指定図	・縮尺は 2 0 0 分の 1 程度	
5	道路の廃止承諾書	・規則第 2 7 号様式	・承諾日は、申請日から 1 か月以内のもの ・押印する印鑑は、印鑑登録されたものとしてください。
6	印鑑証明書		・承諾日の前後 2 週間以内のもの

7	道路の廃止同意書	・規則外様式 9 ・道路を廃止することにより影響を受ける者の同意書	・権利者の自署又は記名押印が必要です。
8	土地全部事項証明書	・道路の廃止をする部分の土地及び廃止する部分に隣接する土地の全部事項証明書	・申請日から 3 か月以内のもの ・法人の場合は、法人の登記事項証明書も添付してください。
9	建物全部事項証明書	・廃止する部分に隣接する土地に存する建築物の全部事項証明書	・申請日から 3 か月以内のもの ・法人の場合は、法人の登記事項証明書も添付してください。

(3) 申請手数料について

位置指定道路の変更の申請の手数料は 50,000 円、廃止の申請の手数料は 30,000 円です。

第4章 道路位置指定の基準

1 区域の設定について

道路位置指定を受けて、土地利用を図ることのできる区域の面積は、原則として都市計画法の開発許可の対象とならない500平方メートル未満の土地に限られます。

位置指定道路を築造することは区画の変更を伴う開発行為となるため、都市計画法による開発許可の事前相談を事前に終了してください。なお、区域の設定を変更した場合、開発許可の事前相談を改めて行う必要があります。

2 既存建築物の法適合性について

道路位置指定により、既存建築物が建蔽率及び容積率において、法に抵触することとならないようにしてください。

3 位置指定道路に接する敷地について

位置指定道路とともに造成する敷地がある場合、その敷地面積は原則として100平方メートル以上としてください。

また、位置指定道路が接する敷地が、宅地造成等規制区域内である場合は、宅地造成等規制法の許可又は工作物の確認が得られる宅地であることとします。

4 位置指定道路内の電柱等について

位置指定道路内には、電柱等の幅員確保の妨げとなるものを設置しないこととします。

5 接続道路の基準について

(1) 接続道路について

ア 位置指定道路は、両端が法第42条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく道路（以下「接続道路」といいます。）に接続しなければなりません。

ただし、「9 袋路状道路」の基準に適合する場合は、一端のみが接続道路に接続する袋路状道路とすることができます。

イ 接続道路は、幹線道路から当該位置指定道路まで車両（二輪のものを除きます。以下同じ。）で到達できるものをいいます。（階段や狭い道路等で、車両の通行ができないものを除きます。）

(2) 接続道路との接続部分について

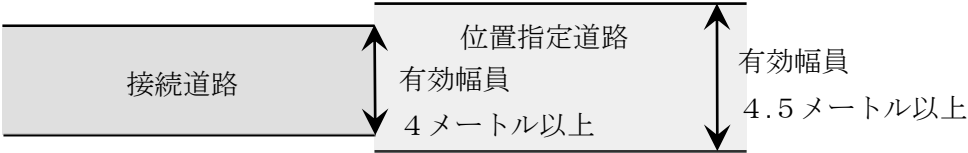
位置指定道路と接続道路との接する部分（隅切りの部分を除きます。）の長さは、4m以上を確保しなければなりません。また、幅員4.5メートル未満の道路に接続する場合の線形は、振り分ける場合又は片方に合わせる場合のどちらでも構いません。

法第42条第2項に規定する道路（以下「2項道路」といいます。）に接続す

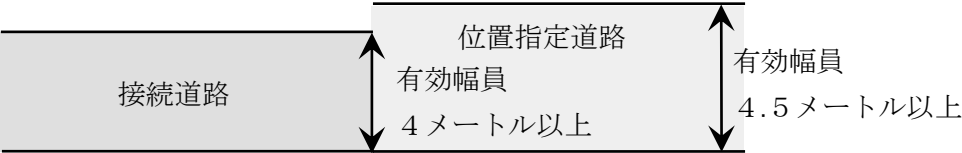
る場合、接続する道路が未後退であるときは、視線誘導施設を設けるよう努めてください。

図4 接続道路との接続部分

接続道路が法第42条第1項の規定に基づく道路の場合（振り分ける場合）

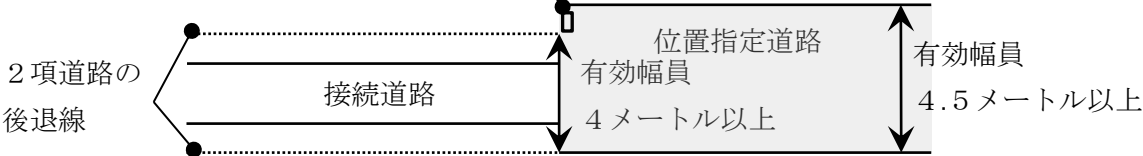


接続道路が法第42条第1項の規定に基づく道路の場合（片方に合わせる場合）



接続道路が2項道路の規定に基づく道路の場合

視線誘導施設を設けるよう努めてください。

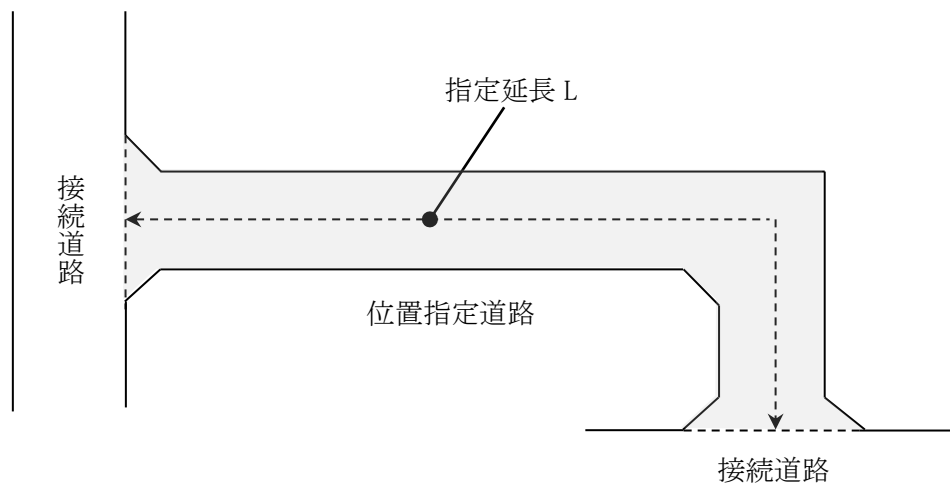


6 位置指定道路の延長について

「道路の位置の指定申請書」にある位置指定道路の延長の測り方は、次のとおりとします。

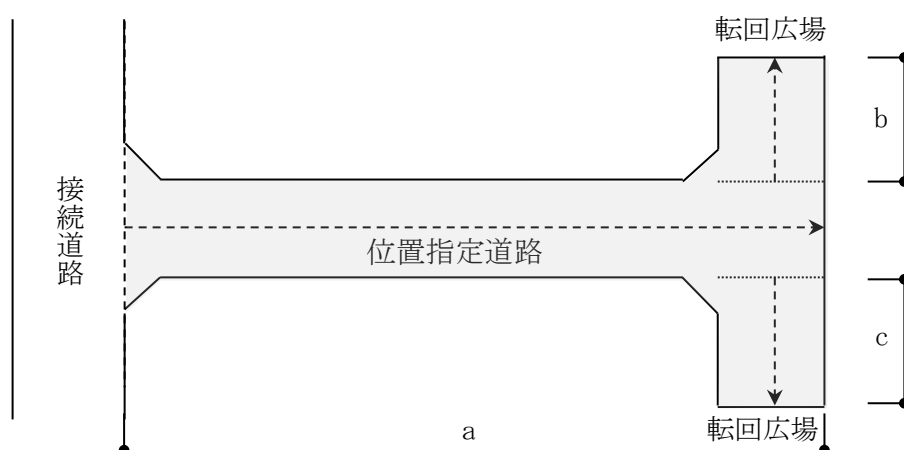
- ア 位置指定道路が通り抜けている場合は、接続道路と接する部分間の距離とします。（指定延長 L = 道路中心線の延長）

図5 位置指定道路の延長（通り抜けている場合）



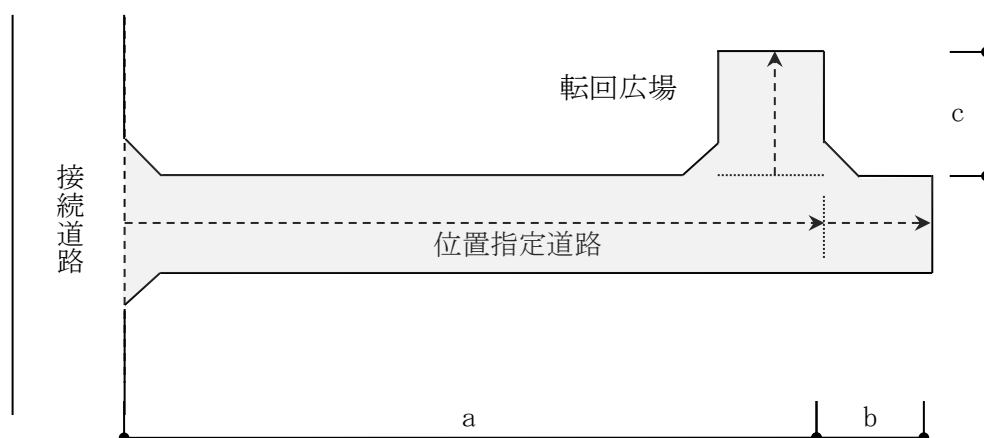
- イ 位置指定道路がT型の場合は、接続道路と接する部分から終端までの距離と転回広場の距離の合計とします。（指定延長 $L = a + b + c$ ）

図6 位置指定道路の延長（T型の場合）



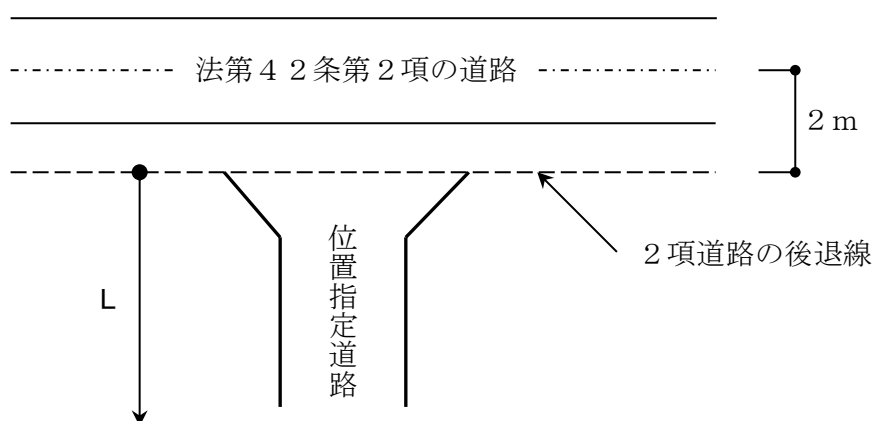
ウ 位置指定道路が L 型の場合、接続道路と接する部分から終端までの距離と転回広場の距離の合計とします。(指定延長 $L = a + b + c$)

図 7 位置指定道路の延長 (L 型の場合)



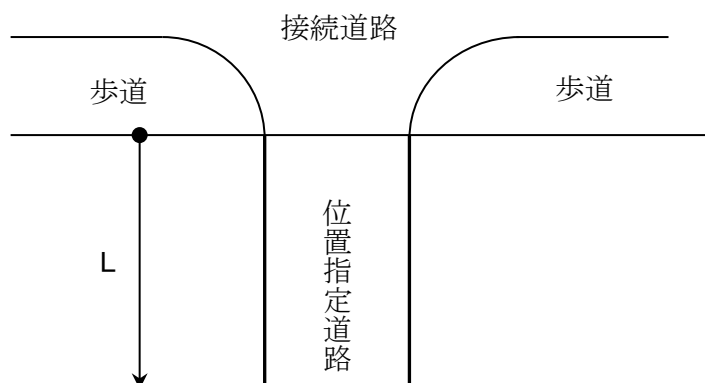
エ 接続道路が 2 項道路の場合、接続道路の後退した部分と接する部分から終端までの距離とします。

図 8 位置指定道路の延長 (2 項道路に接続する場合)



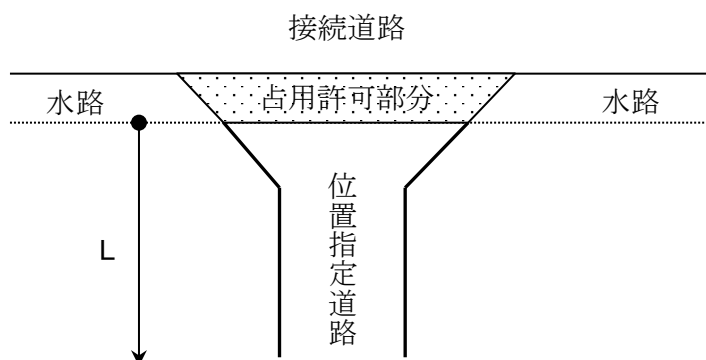
オ 接続道路に歩道がある場合、歩道と接する部分から終端までの距離とします。

図 9 位置指定道路の延長 (歩道のある道路に接続する場合)



カ 水路がある場合は、水路と接する部分から終端までの距離とします。ただし、「9 袋路状道路」の節の規定の適用の際の、「区間35メートル以内ごと」及び「袋路状道路の延長」については、接続道路からの距離となるため、水路部分を含みます。

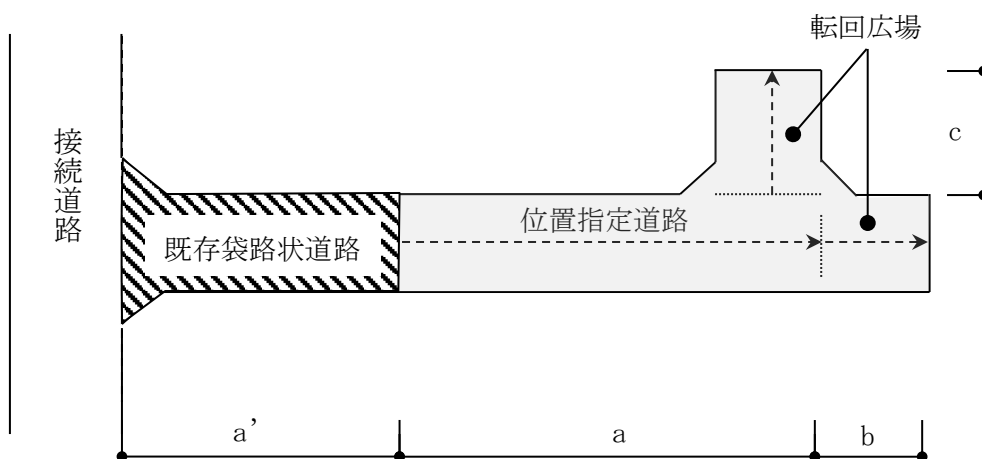
図10 位置指定道路の延長（水路に接続する場合）



キ 既存の袋路状道路を延長する場合は、既存の袋路状道路と接続道路の交点から位置指定道路の終端までの距離とします。

(延長距離 $L = a' + a + b + c$)

図11 位置指定道路の延長（既存の袋路状道路を延長する場合）



7 位置指定道路の形態

(1) 位置指定道路の幅員

本市では条例第62条第2項第1号の規定により、位置指定道路の幅員は4.5メートル以上となります。

また、幅員とは、道路の境界線間の水平距離のうち最小の部分を行い、側溝を含むものとします。なお、電柱等は位置指定道路内に設けないものとします。

藤沢市建築基準等に関する条例

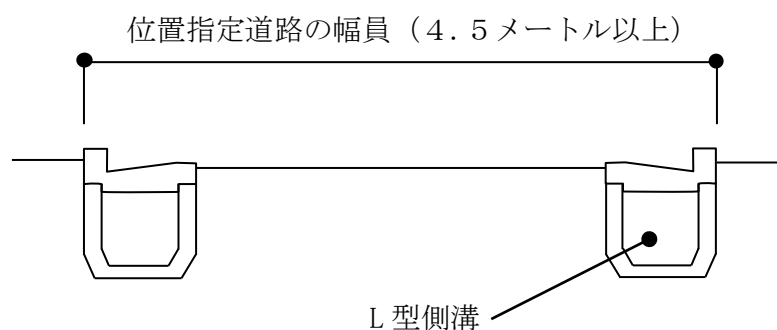
第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 道の幅員は、4.5メートル以上であること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(2) から (8) (略)

図12 位置指定道路の幅員



(2) 位置指定道路の境界の位置

位置指定道路の境界は、境界杭及び縁石などで示す位置となります。転落防止のためのガードレールがある場合は、ガードレールを除いた部分で、幅員4.5メートル以上必要となります。

図13 L型側溝の場合

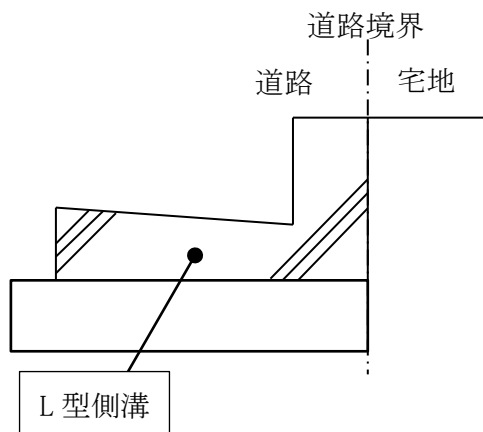


図14 地先ブロックの場合

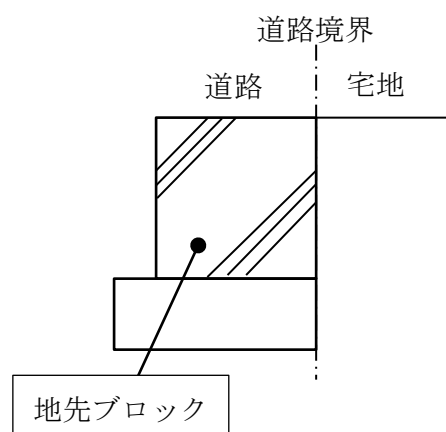
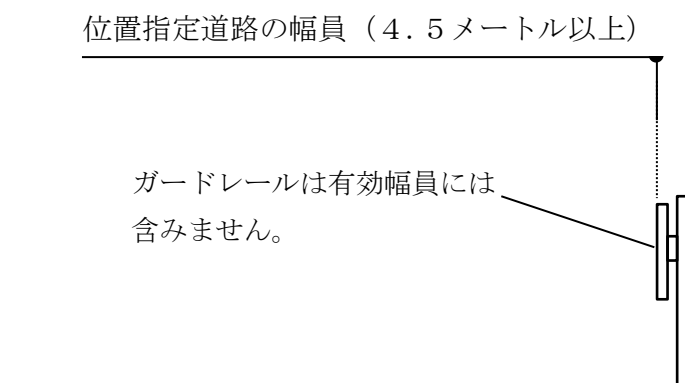


図 1 5 ガードレールの場合



(3) 幅員の例外について

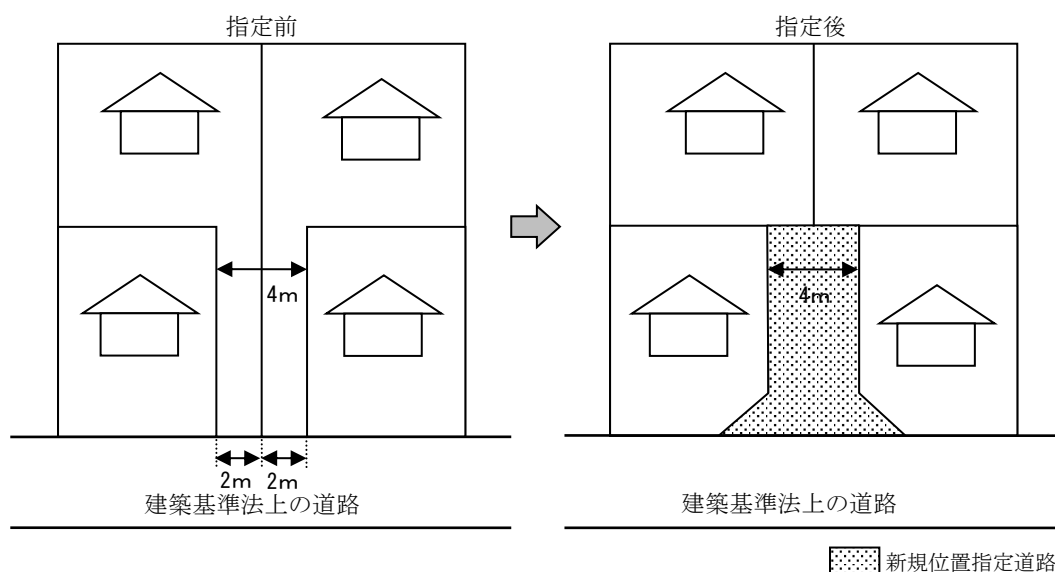
条例第62条第2項第1号ただし書きに規定する市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合とは、次に掲げる場合となります。

ア 既存宅地を利用して道路位置指定を受けようとする場合（図16）

既存宅地の路地状敷地部分等を利用して道路位置指定を受けようとする場合については、幅員4.5メートル以上でなくとも、幅員4メートル以上あり、安全上支障がないと判断できたものについては、認めるものとします。なお、既存宅地とは、既に建築物の敷地として利用されているもの、又は、都市計画法、土地区画整理法等により、宅地として造成された土地であることを指します。既存宅地に存する建築物については、道路位置指定がなされた後についても、建築基準法に適合していることとします。

新規宅地の利用がある場合はただし書の適用を認めず、幅員4.5メートル以上とします。

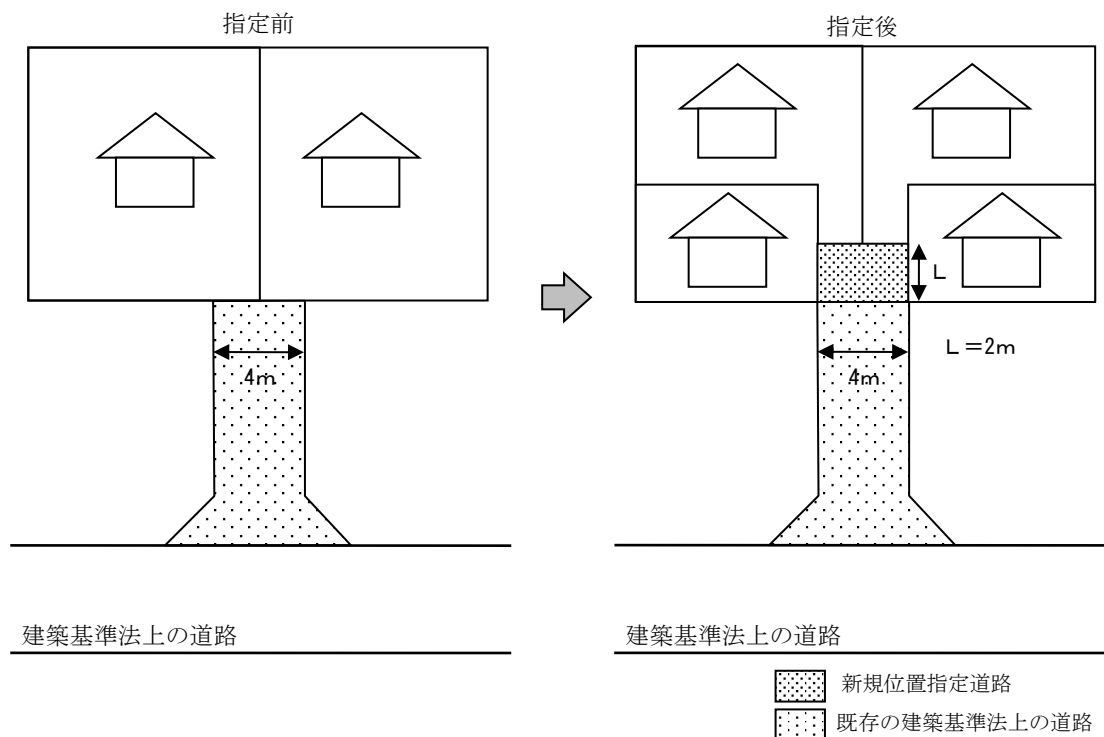
図 1 6 既存宅地を利用して道路位置指定を受けようとする場合



イ 既存の道路を延長して道路位置指定を受けようとする場合（図 1 7）

既存宅地の一部を利用して道路位置指定を受けようとする場合については、指定道路に接する既存宅地の面積の合計が増加しないときは、延長の長さ 2 メートルまでの部分を幅員 4 メートル以上かつ既存の道路の幅員以上として新たに道路位置指定を受けることができます。

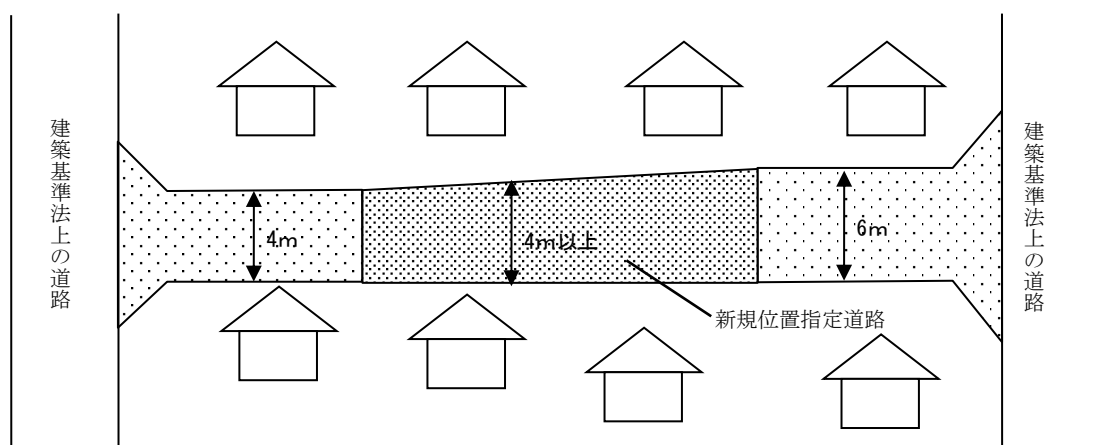
図 1 7 既存の道路を延長して道路位置指定を受けようとする場合



ウ 幅員の異なる既存道路の終端を接続する場合（図 1 8）

既存道路とクランクが生じないようにすりつけを行うものとし、幅員は 4 メートル以上とします。

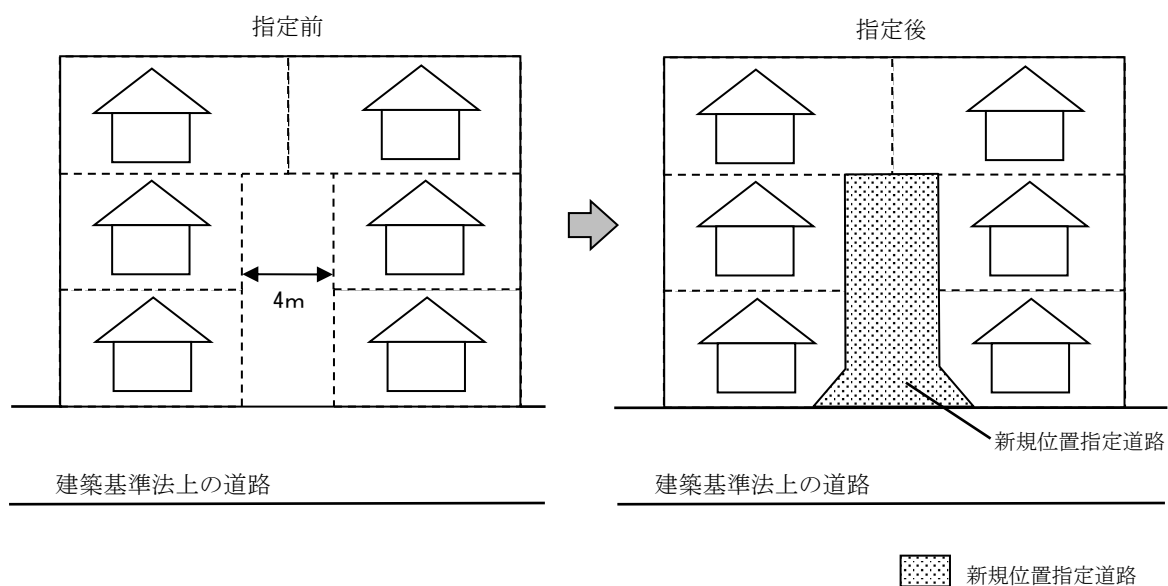
図 1 8 幅員の異なる既存道路の終端を接続する場合



エ 法第43条第1項の規定に抵触する建築物を是正する場合（図19）

既存建築物が法第43条第1項の規定に抵触する場合で、建替えを行うことなく是正を行うために位置指定道路の指定を受けようとするものは、幅員4メートルとすることができます。ただし、位置指定道路を入れることにより別の規定に抵触する場合は位置指定道路の指定を受けることができません。

図19 法第43条第1項の規定に抵触するものを是正する場合



8 隅切り

(1) 隅切りの形態

条例第62条第2項第2号の規定により、位置指定道路は、同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所において、底辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形の隅切りを設けなければなりません。

藤沢市建築基準等に関する条例

第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

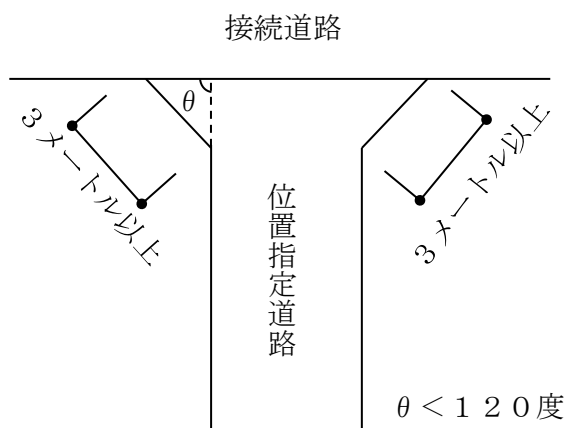
2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

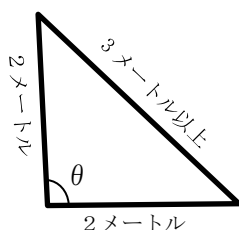
(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分を含む隅切りを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(3)から(8) (略)

図20 隅切りの形状



※ 建築基準法施行令第144条の4第1項第2号において、「角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を含み隅切りを設けたもの」と基準があります。

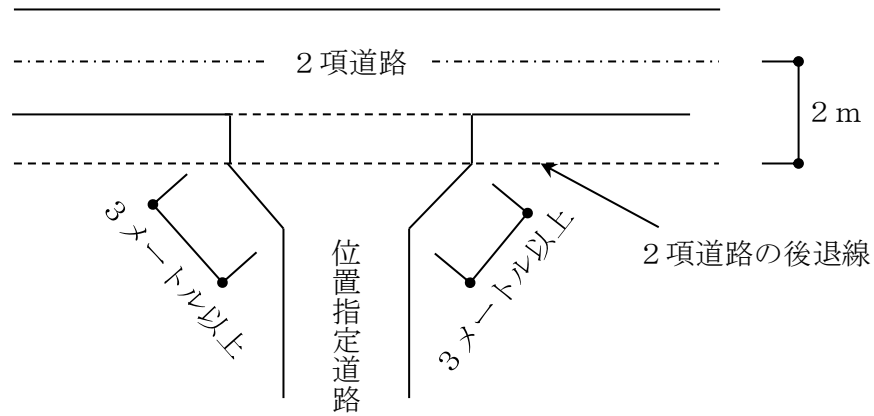


$\theta = 97.18$ 度を超え、底辺を3メートルとする場合、隅角を挟む辺の長さが2メートル未満となり不適合になります。

$\theta = 97.18$ 度を超える場合は、注意をしてください。

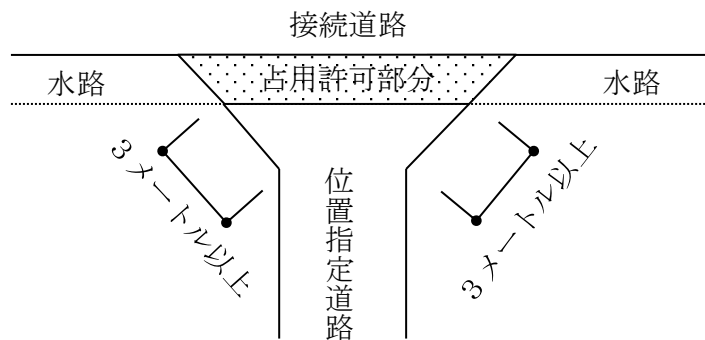
- (2) 接続道路が2項道路の規定に基づく道路の場合等における隅切りの形態
- ア 接続道路が2項道路の規定に基づく道路の場合には、道路後退線から隅切りを設置します。

図2-1 隅切りの形状（2項道路の後退がある場合）



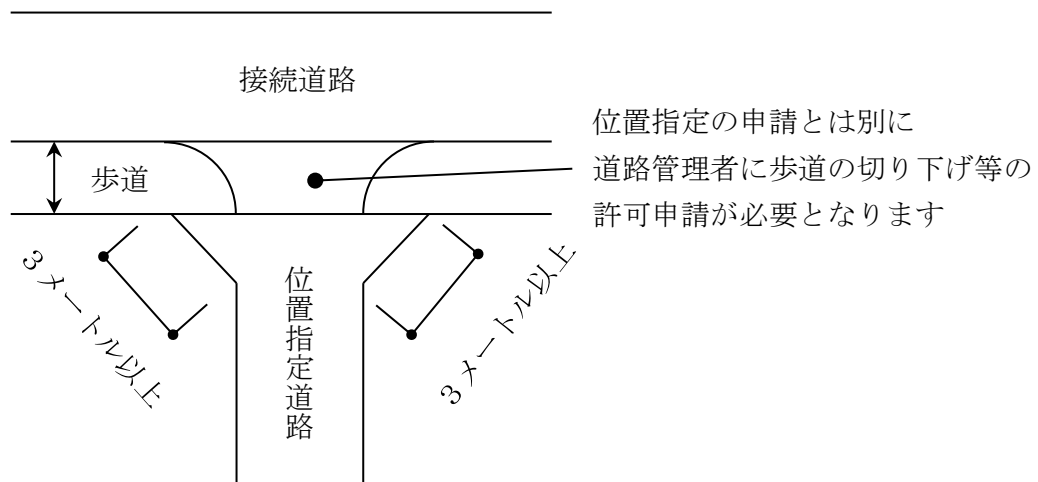
- イ 接続道路と位置指定道路の間に水路（つぶれ水路等自由に使用できるものを除きます。）がある場合には、水路の境界から隅切りを設置します。

図2-2 隅切りの形状（水路がある場合）



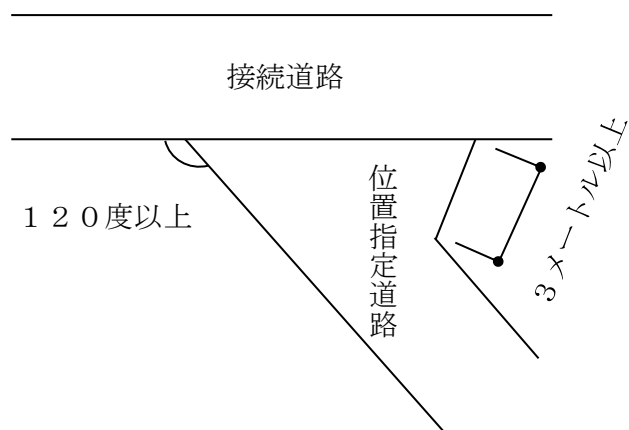
ウ 接続道路と位置指定道路の間に歩道がある場合には、歩道の境界から隅切りを設置します。

図 2 3 隅切りの形状（歩道がある場合）



エ 接続道路と位置指定道路の交差、接続、屈曲する箇所における内角が120度以上の場合には、隅切りは必要ありません。

図 2 4 隅切りの形状（120度以上の場合）

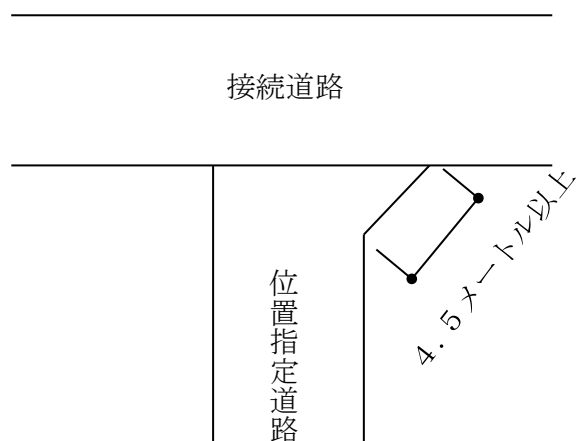


(3) 隅切りの例外について

ただし書きにある市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合とは、次に掲げる場合が一例となります。

ア 接続部分において、片側に4.5メートル以上の隅切りを設けた場合

図25 隅切りの形状（片側隅切りの場合）



※この場合においては、隅切りが設けられない理由（原則、隣地の協力を得られないことのみは理由として認められません。）を提出していただき、周囲の状況によりやむを得ないと認められるか判断いたします。

イ 避難及び交通の安全上支障がない場合

隅切りを設ける場所に建築物（門・塀等を含む。）があり、両隅切り3メートルを設けることは物理的にできないが、可能な限り隅切りを確保するもので、次の（ア）～（ウ）に掲げるすべてのものに該当した場合に適用します。

（ア） 道路運送車両法施行規則別表第一に規定する小型四輪自動車のうち最大なものが、切り返しなく通行できることについて、車両軌跡図により確認できるもの。

（イ） 視距の確保が困難なものについて、カーブミラーを設置し、見通しを確保できるもの。なお、カーブミラーの設置場所は、道路以外の部分とし、自主管理するものであること。

（ウ） 避難及び交通の安全を確保する上で必要な施設等の設置されたもの。

9 袋路状道路

(1) 袋路状道路とは

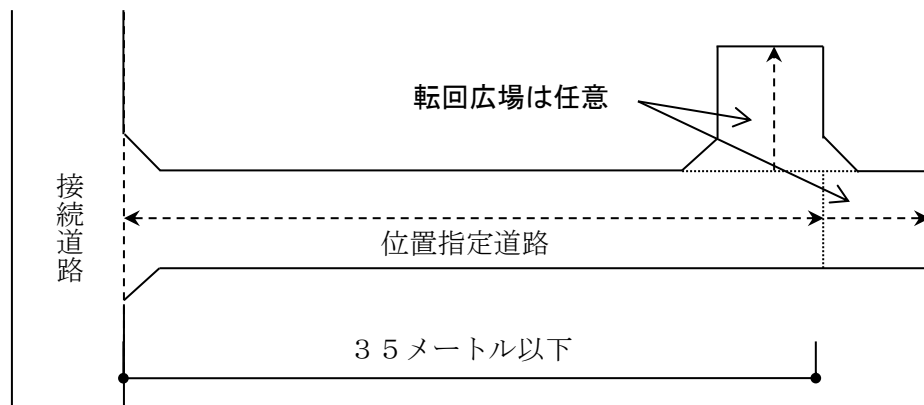
袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続したものをいいます。位置指定道路は、原則として、その両端が他の道路に接続したものである必要があります。ただし、次に掲げる場合は、袋路状道路とすることができます。なお、両端が他の道路に接続する場合であっても、一方の接続道路が階段や狭い道路等で車両の通行ができないものにあつては、袋路状道路とみなします。

また、位置指定道路の終端が法以外の道（公道、つぶれ水路、畦畔及び法第43条第2項第2号に規定する空地等）で、現況幅員が2.7メートル以上確保されており、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造で整備されているもの（以下「車両の通行上支障のない道」といいます。）に接続し、当該車両の通行上支障のない道が他の道路に接続して車両の通り抜けができる場合については、位置指定道路は袋路状道路ではないものとみなします。

ア 延長が35メートル以下の場合。

ただし、終端には自動車の転回広場を設けるよう努めてください。

図26 袋路状道路の形態（35メートル以下の場合）



イ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以下ごとに、自動車の転回広場を設けられている場合。

延長35メートルの算定にあたって、起算点は接続道路と「6 位置指定道路の延長について」で規定する点とし、終点は中間の転回広場にあつては、転回広場の中心とし、終端の転回広場にあつては、転回広場までの点とします。

図27 袋路状道路の形態(35メートルを超え終端の転回広場がL型の場合)

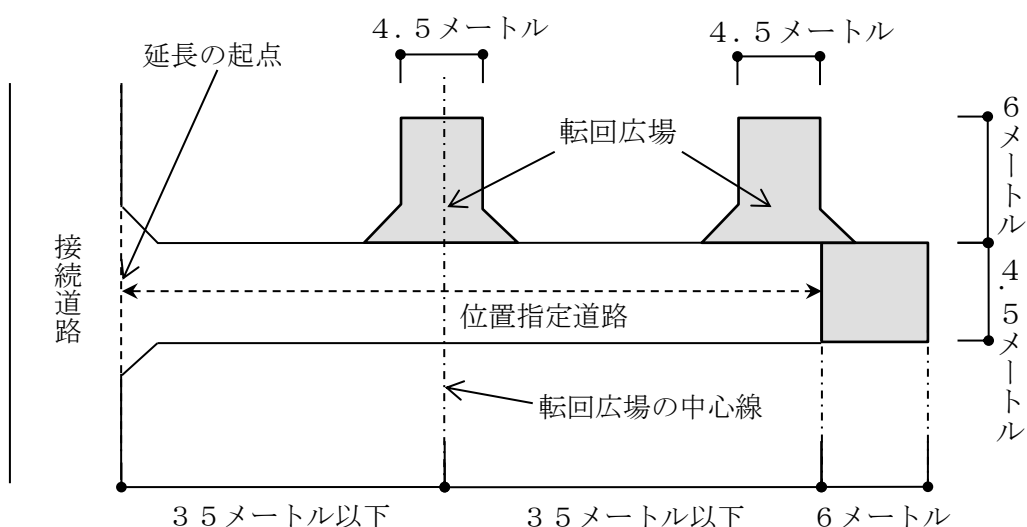
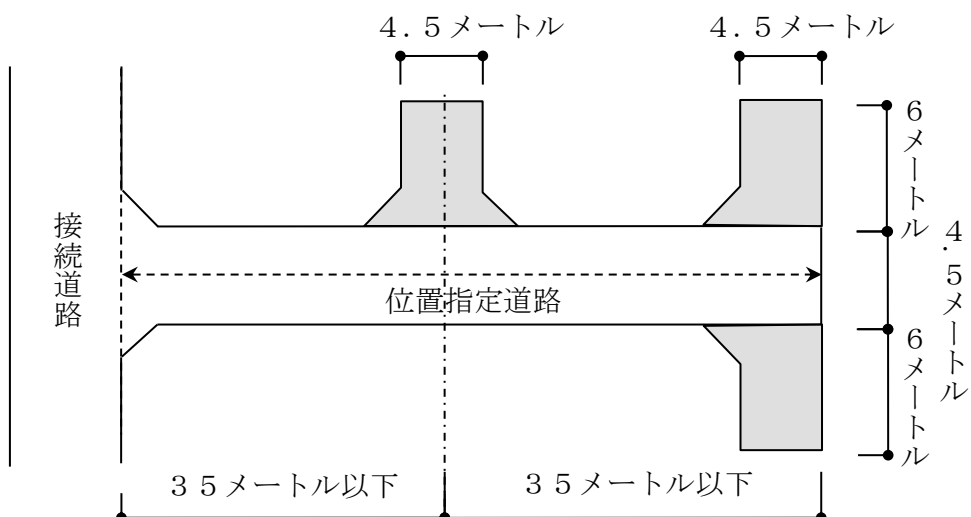
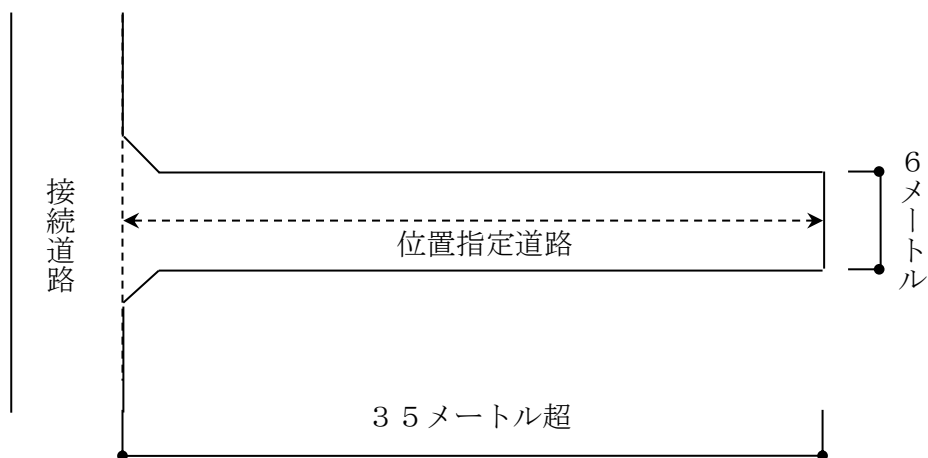


図28 袋路状道路の形態(35メートルを超え終端の転回広場がT型の場合)



ウ 幅員が6メートル以上の場合。

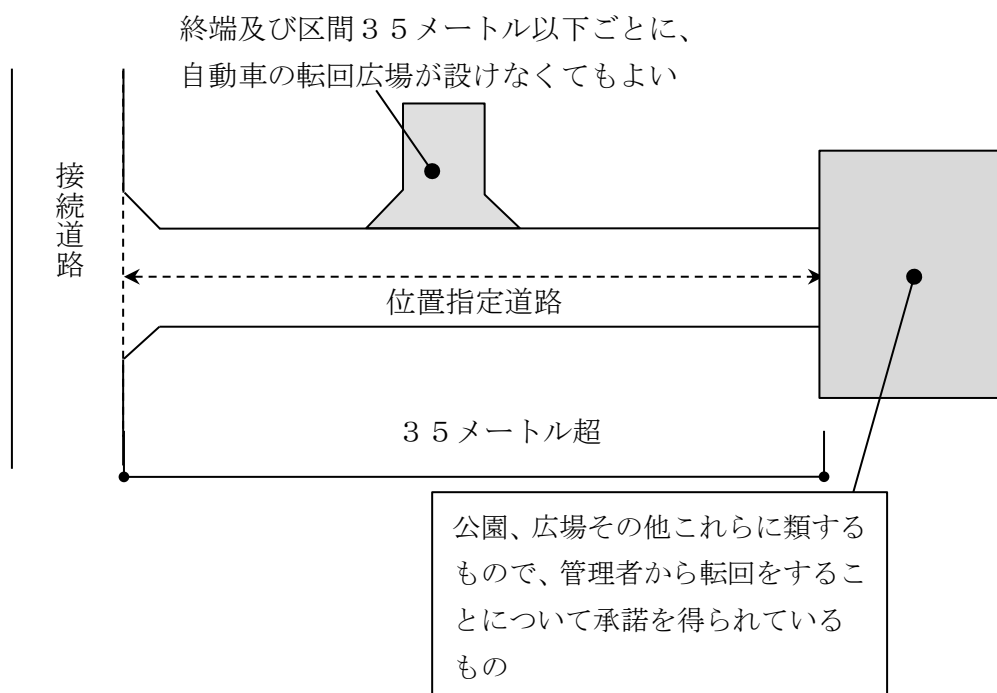
図29 袋路状道路の形態（幅員が6メートル以上の場合）



エ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続し、管理者から転回をすることについて承諾を得られている場合。

なお、この場合において区間3.5メートル以内ごとの自動車の転回広場は設けなくてもよいものとします。

図30 袋路状道路の形態（終端に公園等がある場合）



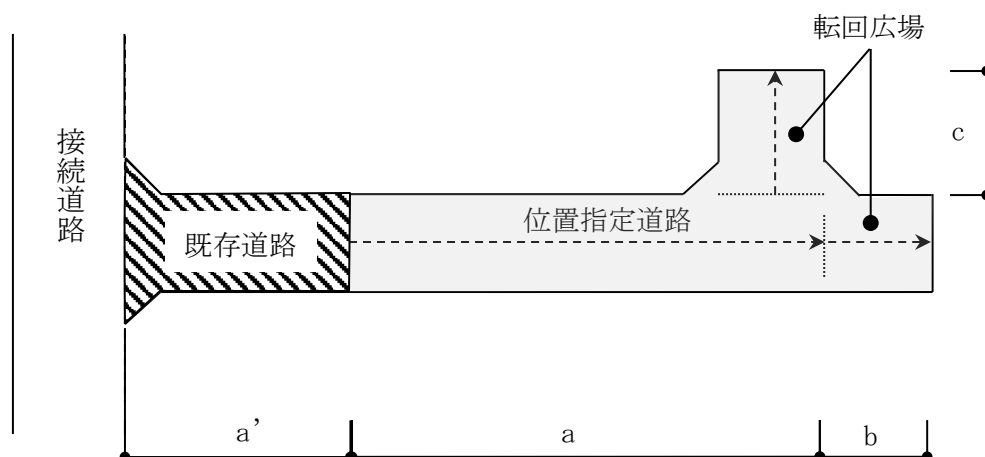
※「公園等」とは、公的機関が所有し、管理する公園、広場又は自動車の通行に支障が無い空地を言います。都市公園法に基づく公園においては、同法第32条の規定により私権が制限されているので本基準の適用は困難です。

オ 既存の袋路状道路を延長する場合。

既存の袋路状道路と接続道路の交点から位置指定道路の終端までの距離が35メートルを超えている場合は、転回広場が必要となります。

(延長距離 $L = a' + a$)

図3 1 指定道路の延長（既存の袋路状道路を延長する場合）

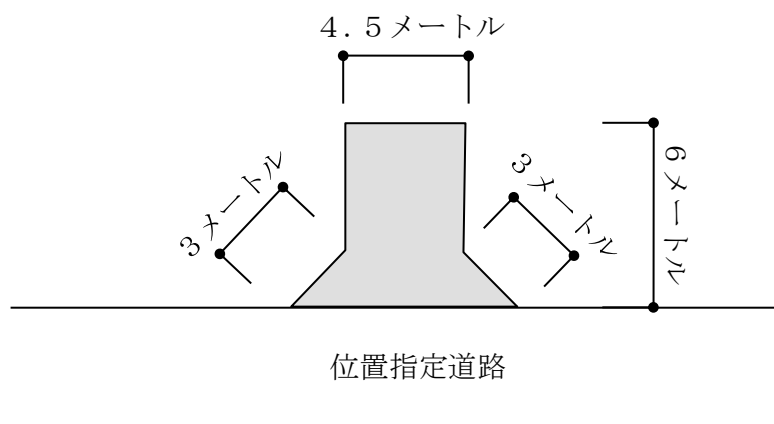


(2) 位置指定道路に設ける転回広場の形状

転回広場の形状は、設ける箇所が中間及び終端の場合に応じて、次のとおりとします。なお、転回広場の寸法は変えることができず、奥行きが6メートルを超えた場合は、転回広場とは扱いません。

ア 中間に設ける転回広場の形状は、図3 2のとおりとします。

図3 2 中間に設ける転回広場の形状



イ 終端に設ける転回広場の形状は、図 3 3 又は図 3 4 のとおりとします。

図 3 3 終端に設ける転回広場の形状 (T 型)

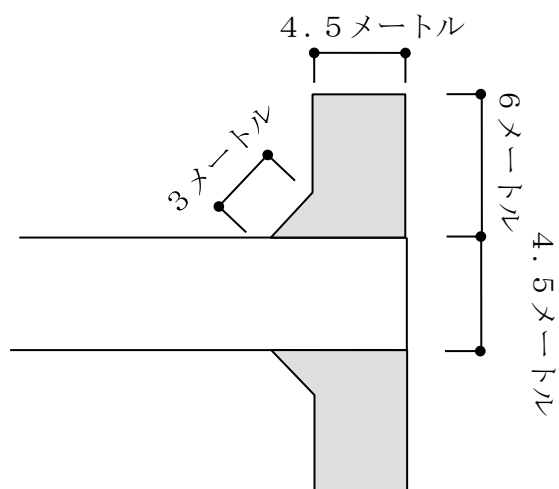
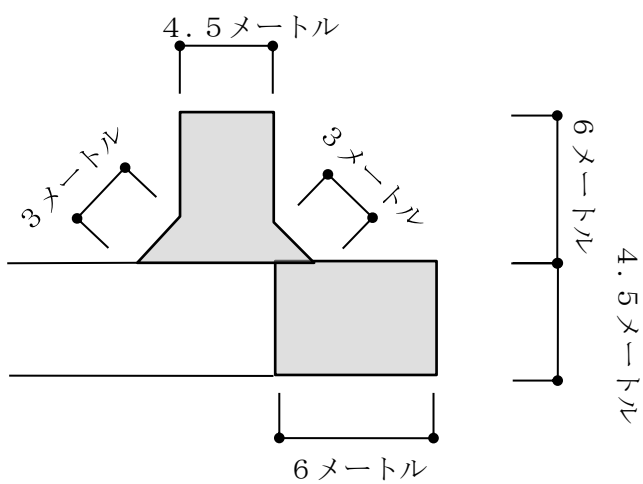


図 3 4 終端に設ける転回広場の形状 (L 型)



10 位置指定道路の構造

位置指定道路の構造については、条例第62条第2項第3号、第4号及び第5号の規定により、位置指定道路の構造が規定されています。また、位置指定道路内に設ける側溝などは、「藤沢市道路構造物標準図集」を参照してください。

藤沢市建築基準等に関する条例

(道に関する基準等)

第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 道の構造は、その周囲に縁石その他これに類する材料を設置し、アスファルト舗装その他これと同等以上の耐久性を有するものであること。

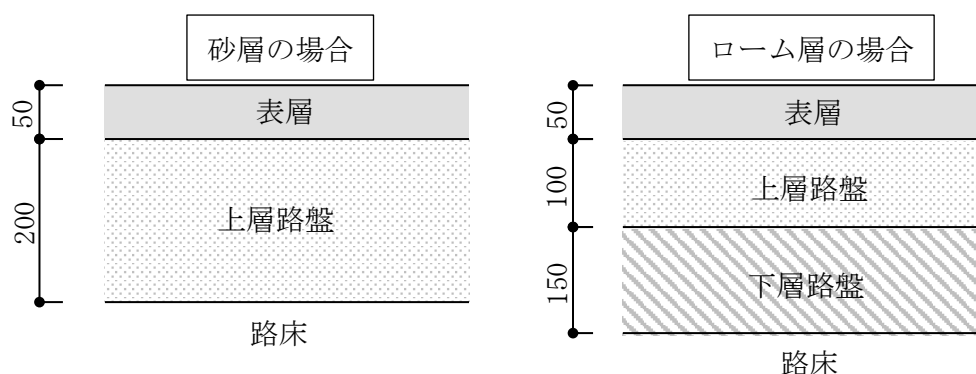
(4) 道の横断勾配は2パーセントであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(5) 道の縦断勾配は12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。この場合において、縦断勾配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。

(1) 位置指定道路の構造

条例第62条第2項第3号により位置指定道路の舗装は、アスファルト舗装その他これと同等以上の耐久性を有するものとする必要があります。道路の標準断面は、次のものを参考にしてください。

図35 道路標準断面



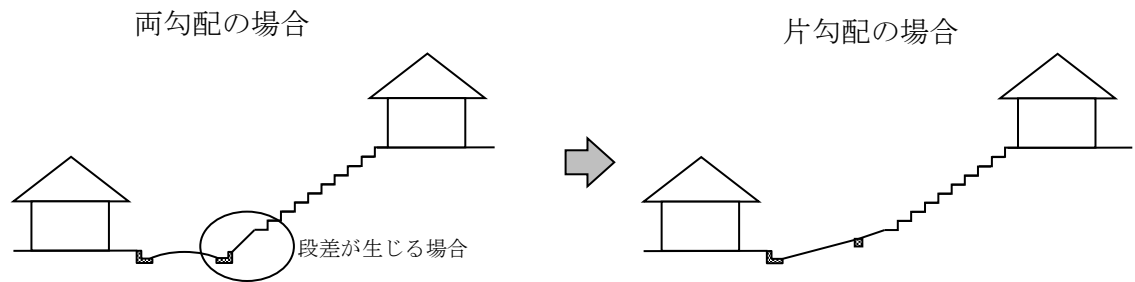
構成	材料	種類・規格
表層	アスファルト	
上層路盤	粒度調整碎石	M-30

構成	材料	種類・規格
表層	アスファルト	
上層路盤	粒度調整碎石	M-30
下層路盤	クラッシャーラン	C-40

(2) 横断勾配

条例第62条第2項第6号に規定する市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合とは、横断勾配を2パーセントにした際に、既存宅地や道路等と段差が生じる場合とし、この場合は、片勾配とすることができます。

図36 横断勾配の例外



(3) 縦断勾配

縦断勾配は、9パーセント以下を標準とし、最大でも12パーセントまでとなります。なお、9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講ずる必要があります。

滑り止めの措置として、セメントコンクリート舗装の滑り止め工法又は滑り止め効果があるアスファルト・コンクリート舗装があります。

(4) 地盤の転圧

盛土その他軟弱な地盤に設けられ、通行上支障を来たすおそれのある場合は、十分に転圧等を行い、強固な地盤にしてから舗装工事をしてください。

1 1 位置指定道路の排水施設

本市では条例第62条第2項第6号、第7号及び第8号の規定により、排水設備の基準が規定されています。公共下水道の整備は、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとします。

藤沢市建築基準等に関する条例

(道に関する基準等)

第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

(1)から(5) (略)

(6) 道の排水設備は、その両側にL型側溝を設け、両側20メートル以内ごとに街きよますを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(7) 前号の街きよますは、15センチメートル以上の深さの砂だまりを設けたものであること。

(8) 道の排水設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。

(1) 側溝等について

条例第62条第2項第6号に規定する市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合とは、宅地造成等規制区域内において、排水施設がなく、L型側溝を設けることにより、雨水排水が局所に集中する場合とし、この場合は、L型側溝を地先とすることができます。

(2) 排水設備の接続方法等について

公共下水道の下水処理区域内(排水区域)においては、「藤沢市下水道条例」に定める排水設備の接続方法、「藤沢市下水道条例施行規則」に定める排水設備の技術上の基準に適合する排水設備としてください。

(3) 路面排水流末について

路面排水流末は、街きよますに流入させてから、下水管へ流れるようにしてください。

1 2 位置指定道路の位置の表示等

本市では条例第64条第1項及び第2項の規定により、位置指定道路の位置を明確にするため、位置を標示する必要があります。

藤沢市建築基準等に関する条例

(道路の位置の標示等)

第64条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする道路の終点及び曲がり角並びに既存道路との接続点その他必要な場所に、コンクリート等で造られている標示くいその他これに類するもの（以下「標示くい等」という。）を設置し、道路の位置を明示しなければならない。

2 標示くい等は、移動させ、又は取り去ってはならない。

(1) 位置指定道路の位置の表示及び維持管理

ア 位置表示は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので行うこととします。

イ 道路位置指定を受けた者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行ってください。

ウ 上記の道路の権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理について継承してください。

(2) 分筆及び地目の変更

道路位置指定を受ける前に、位置指定道路となる部分の分筆を行い、地目を「公衆用道路」にしてください。

第5章 道路位置指定申請に係る参考資料

1 建築基準法（抜粋）

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一から四 略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2から6 略

（敷地等と道路との関係）

第43条 1から2 略

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第1項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

一から四 略

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

2 建築基準法施行令（抜粋）

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおい

- て同じ。)が35メートル以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が6メートル以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分道を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠（きょ）その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

3 建築基準法施行規則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその

	土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項
--	---

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

4 建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通省が定める自動車転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2メートルを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが二台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状であるものであること。

5 藤沢市建築基準等に関する条例（抜粋）

（道に関する基準等）

第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

- （1）道の幅員は、4.5メートル以上であること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- （2）道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分の道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- （3）道の構造は、その周囲に縁石その他これに類する材料を設置し、アスファルト舗装その他これと同等以上の耐久性を有するものであること。
- （4）道の横断勾配は2パーセントであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- （5）道の縦断勾配は12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。この場合において、縦断勾配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。
- （6）道の排水設備は、その両側にL型側溝を設け、両側20メートル以内ごとに街きよますを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- （7）前号の街きよますは、15センチメートル以上の深さの砂だまりを設けたものであること。
- （8）道の排水設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。

（道路の位置の標示等）

第64条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする道路の終点及び曲がり角並びに既存道路との接続点その他必要な場所に、コンクリート等で造られている標示くいその他これに類するもの（以下「標示くい等」という。）を設置し、道路の位置を明示しなければならない。

2 標示くい等は、移動させ、又は取り去ってはならない。

6 藤沢市建築基準等に関する規則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請等）

第16条 省令第9条に規定する申請書は、道路の位置の指定・変更申請書とし、その提出に当たっては、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第9条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面。ただし、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下この号において「計画敷地」という。）が平坦な場合にあっては、次の表の高低測量図の項に掲げる図面を省略することができる。

図面の種類	明示すべき事項
現況図	(1) 計画敷地の地形及び境界線 (2) 計画敷地の周辺の既存道路の位置 (3) 計画敷地の周辺の地形及び地物
敷地計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 計画敷地の境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物
造成計画平面図	(1) 計画敷地の境界線、切土又は盛土をする土地の部分及び崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。） (2) 擁壁の位置 (3) 道路の位置、形状、幅員及び勾配
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面
排水計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置 (2) 計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法
高低測量図	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地の境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置
公図の写し	(1) 縮尺及び方位 (2) 公図を閲覧した場所の名称、年月日及び閲覧者の氏名

(2) 省令第9条に規定する承諾書として、道路の位置の指定承諾書

(3) 指定を受けようとする道を政令第144条の4第1項各号及び建築基準条例第62条第2項各号に掲げる道に関する基準に適合するように管理する者の誓約書

2 前項第1号の表に掲げる図面に明示すべき事項が他の図書に明示されてい

る場合においては、同号の規定にかかわらず、当該図書をもって当該図面に代えることができる。

- 3 市長は、省令第9条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る道の計画が政令第144条の4第1項各号及び建築基準条例第62条第2項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めたときは、道の築造承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により承認を受けた者は、当該申請に係る道の築造が完了したときは、速やかに、道の築造完了届を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該道が政令第144条の4第1項各号及び建築基準条例第62条第2項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めたときは、道路の位置の指定通知書に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(道路の変更)

第17条 法第42条第1項第5号に該当する私道の変更（既存の当該道路の全部又は一部を廃止し、同時にこれに代わる新たな道路の位置の指定を受けることをいう。以下「道路の変更」という。）をしようとする者は、道路の位置の変更申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる図書（同項第2号の承諾書にあつては、新たな道路の部分に係るものに限る。）

(2) 道路の廃止承諾書

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、位置の指定を受けた道路の廃止によって、その道路に接する敷地が法第43条第1項及び建築基準条例第6章の規定に抵触することとはならず、かつ、当該申請に係る新たな道路の計画が政令第144条の4第1項各号及び建築基準条例第62条第2項に掲げる道に関する基準に適合していると認めたときは、道の築造承認通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により道路の変更をする場合に準用する。この場合において、同条第5項中「道路の位置の指定通知書」とあるのは「道路の変更通知書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 変更前の道路の指定番号
- (2) 変更後の道路の指定番号
- (3) 変更の年月日
- (4) 変更をした道路の位置
- (5) 変更の内容

(私道の変更又は廃止の届出)

第18条 建築基準条例第63条の規定による届出は、私道変更・廃止届に、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	(1) 縮尺及び方位 (2) 変更し、又は廃止しようとする道路の位置、延長及び幅員並びに土地の境界、地番及び所有者 (3) 変更し、又は廃止しようとする道路に接する建築物の敷地の位置及び所有者並びにその土地上にある建築物に関して権利を有する者の氏名 (4) 廃止しようとする道路に接続している道路の位置 (5) 変更し、又は廃止しようとする道路、その道路を利用している敷地及びこれらに接する道路の周辺の地形及び地物

(道路の廃止)

第19条 法第42条第1項第2号、第3号及び第5号、第2項並びに第3項の規定に該当する私道の全部又は一部の廃止をしようとする者は、道路の廃止申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第16条第1項各号に掲げる図書(排水計画図及び高低測量図を除く。)

(2) 道路の廃止承諾書

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、位置の指定を受けた道路の廃止によってその道路に接する敷地が法第43条第1項及び建築基準条例第6章の規定に抵触することとならないときは、その道路を廃止し、道路の廃止通知書に申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 廃止をした道路の指定番号

(2) 廃止の年月日

(3) 廃止をした道路の位置

(4) 廃止の内容

2019年（平成31年）4月1日策定

2019年（令和元年）7月4日改定

2019年（令和元年）8月22日改定

2020年（令和2年）4月16日改定

2020年（令和2年）9月1日改定

2023年（令和5年）4月1日改定

2023年（令和7年）3月19日改定